

平生町告示第9号

令和4年第3回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和4年5月20日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和4年5月25日
- 2 場 所 平生町議会議場
- 3 付議事項
 - (1) 専決処分の承認について
令和3年度平生町一般会計補正予算
 - (2) 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
 - (3) 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - (4) 令和4年度平生町一般会計補正予算

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
細田留美子さん	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

○応招しなかった議員

令和4年 第3回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和4年5月25日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年5月25日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第33号 令和4年度平生町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について
令和3年度平生町一般会計補正予算
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認について
平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認について
平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第33号 令和4年度平生町一般会計補正予算

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |

11番 平岡 正一君

12番 村中 仁司君

13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 加村 直子さん

書記 二宮 彩さん

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長			横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	金岡 泰史君	産業課長	吉岡 文博君
建設課長	友田 隆君	環境政策室長	山本 和也君
教育次長兼学校教育課長			河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱			三村 直子さん
財務班長	山本 順一君		

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時02分休憩

.....

午前10時29分再開

日程第4. 承認第1号

日程第5. 承認第2号

日程第6. 承認第3号

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第4、承認第1号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」から日程第6、承認第3号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

新年度に入り、2カ月が経過しようとしています。4月には9名の新人職員を迎え、5月には機構改革を行い、新庁舎で気持ちも新たにスタートしたところでございます。

新庁舎建設につきましては、予定どおり3月末に庁舎の引き渡しを受け、4月24日には落成式、5月2日には開庁式を執り行い、供用開始の運びとなりました。これもひとえに町民の皆様をはじめ、関係各位の御理解と御協力の賜物と、心より感謝を申し上げます。この庁舎が、皆様に永らく親しまれ御利用いただけるよう、職員一丸となって住民サービスに努めて参る所存です。

ので、今後とも御理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後は、周辺整備などに取り組んで参りますので、町民の皆様には引き続き御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解をお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国及び山口県におきましても、新規感染者数がなかなか減少せず、予断を許さない状況が続いております。本町におきましても、連日新規感染者が報告されている状況となっております。長引くコロナ禍で、町民の皆さんには大変な御苦勞をおかけしていますが、今一度、御理解をいただき、感染対策及び慎重な判断と行動をお願い申し上げます。町といたしましても、3年目になりましたコロナ対策に全力で取り組んで参りたいと考えておるところでございます。

こうした中、令和4年第3回平生町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、承認3件、予算1件でございます。

それでは、承認第1号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」、御説明申し上げます。今回の補正額308万4,000円を増額いたしまして、予算総額は74億4,517万1,000円となるものであります。補正内容につきましては、2点であります。

1点目は、3月補正におきまして、新庁舎整備事業への寄附金として、増額補正の予算措置を講じておりましたが、皆さんからお寄せいただきました寄附金額が見込みを上回り、公共施設基金への積立金の予算措置を講じる必要が生じました。

2点目は、3月補正に、新庁舎の庁用備品として備品購入費の予算措置を講じました。

しかしながら、備品に付随したものであるものとして購入予定であったものが、納期の都合上、需用費での支出の必要が生じたため、備品購入費を減額し、振り替えを行うものであります。

以上の2点につきまして、寄附金の確定が3月下旬であること、年度内での予算措置を講じる必要があることなどを踏まえ、やむなく専決処分としておりますので、承認を求めるものであります。

以上で、承認第1号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第2号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、承認第3号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、一括して御説明申し上げます。これらの条例は、関連する法律等が施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

まず、承認第2号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、

御説明申し上げます。このたびの地方税法の改正は、成長と分配の好循環の実現に向けて行われたものであります。改正の主な内容につきましては、個人住民税におきましては、令和4年度分以後の所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するものであります。固定資産税におきましては、土地に係る負担調整措置について、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度においては商業地等の土地に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%とする措置などであります。このほか、納税環境整備として、地方税共通納税システムの対象税目を固定資産税や軽自動車税種別割を追加して電子納付を可能とするものなどであります。

続きまして、承認第3号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、御説明申し上げます。改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引き上げを行うものでございます。

以上をもちまして、承認3件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 地方税法の改正のところから質疑をいたします。固定資産税の関係で、固定資産税の負担調整措置というものがありますが、これについては、以前、税務課長から、平生町では該当がないというようなお話があったような気がするのですが、それはそのとおりでよろしいのでしょうかというのが一つと、それから、納税環境整備のところ、地方税、税務の手続きのデジタル化ということで、昨年度の改正で、eLTAXで納税ができるというのが、固定資産税、それから、平生町では該当しないのですが都市計画税、自動車税、軽自動車税の4種類、この4月からeLTAXで納税ができるというふうなことになったと思うのですが、一つはそういうことで、今までの平生町で普通にやっていた納税の方法とか手順とか、そうしたものが今までどおりの納税方法がそのまま維持されるのかどうかということが一つと、それから、eLTAXを使った場合、eLTAXが指定するか、認めた、クレジット会社を通じて、お金が回ってくるという形になると思うのですが、その際、クレジット会社の手数料を取りますよね。それについては、交付税か何かで手当てをされると、こういうシステムになっているみたいなのですが、その点についてきちんと、クレジット会社が取った分の手数料がきちんとこちらの町のほうに、交付税とかを通じて返ってくるのかどうかというのをお尋ねいたします。

それから、国民健康保険税のほうなのですが、課税限度額の見直しということで、要するに令和4年度の分は基礎課税が65万円で、後期高齢者支援の分が20万円、介護の分が17万円ということで、合計したら、国保税という形で該当する人は107万円の請求額という形になると思うのですが、一つはこれに該当をするというか、影響を受ける人がいらっしゃるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から御説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 池田税務課長。

○税務課長（池田 真治君） それでは、御質問いただきました件について、答弁をさせていただきます。まず、1点目の固定資産税の負担調整の件でございます。3月の説明で私、平生町に該当はないというふうに申し上げました。現時点でも確認いたしましたけれども、負担割合というものがございまして、これが7割を切ってきた場合に該当するということになりますので、そういった事例がないと、商業地等というふうに申し上げましたが、これは住宅地の適応を受けておるもの以外という宅地のことになりまして、そういった案件といたしますか、該当がないということで、税制改正いたしますけれども、それに応じて平生町が影響を受けるものはないというふうに考えておるところでございます。

それから、共通納税システムの関係でございます。納税方法につきましては、あくまでも従前のものはそのままでございます。来年度からの予定でございますが、固定資産税あるいは軽自動車税の種別割といった対象税目を拡充いたしまして、地方税共同機構のほうで、扱っていくという形を予定しておるというものでございます。

やはり、固定資産税あるいは軽自動車税、また県外に所有されておられる方がやはり多いということもございます。現時点では、法人税あるいは特別徴収、こういったものだけが該当しておりますが、税目が増えることで利便性は確実に、納税義務者のほうですけれども、拡充していき、それが収納にもつながってくるのではないかとというふうに期待いたしております。これに関する手数料でございますが、まだ示されておりませんが、地方税共同機構のほうに対して、一件当たりというような形で、負担金支払いということになってくるのではないかとというふうには考えております。そのあたり、交付税の措置の関係についてはちょっと我々はそういった情報は受けておりませんので、定かではございません。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） ただいま、赤松議員さんからの御質問ということで、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額、63万円を65万円ということ、そして、後期高齢者につきましては、19万円を20万円ということ、そして最後に、介護納付金につきましては17万円

を据え置くということで、おっしゃるように、100万円を超える金額を納税される方がいらっしゃるかどうかということなんですけれども、その数字を今ここに持ってきておりませんので、確認をさせていただきまして、分かり次第、回答させていただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありますか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、答弁をいただきました。従来どおりの納税のシステムというか、環境というか、そのようなものはそのまま維持されるということで、こういうeLTAXというものができても、それについていけない人もたくさんいらっしゃると思いますので、今までの納税方法は維持されるということで安心しました。

それから、国民健康保険税の限度額の話をしましたけれど、ああやって別々に分けて書くようにという指示があると思うんですけど、ああやって別々に書いたら何か国保ではないように見えるけど、実際は国民健康保険税としての中で、徴収されるわけですよね。そのことだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） ただいまの赤松議員さんの御質問ですけれども、おっしゃるとおり国民健康保険税につきましては、申し上げるまでもなく、基礎課税額として国保部分と、それから後期高齢者支援金の課税額の部分、そして介護納付金課税額の部分というものが三つございますけれども、三つ合わせて保険税としてから、賦課をいたしまして徴収をしているということでございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、承認第1号「令和3年度平生町一般会計補正予算の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「平生町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認に

ついて」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第33号

○議長(中川 裕之君) 次に、日程第7、議案第33号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長(浅本 邦裕君) ただ今は、承認3件につきまして、御承認を賜りましてありがとうございます。

続きまして、予算1件の議案につきまして御説明申し上げます。

それでは、議案第33号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額2億4,944万8,000円を増額いたしまして、予算総額は59億4,244万8,000円となるものであります。

歳出の主なものより申し上げます。10ページの地域交流センター運営費では、新型コロナウイルス感染症対策として検温器等の備品購入に要する経費を計上いたしております。

新庁舎整備事業費では、引き渡し後、または運用開始後に生じております不具合、不便の解消、安全性の確保等に対応をいたす必要がありますことから、諸々の設備の追加に加えて、御寄贈いただいたモニュメントの保全のための庇の設置等に要する経費を計上いたすものであります。

参議院議員選挙費では、立候補予定者の増加見込みに伴う選挙ポスター掲示場の設置に要する経費を増額補正いたすものであります。

11ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費では、コロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴います国の制度を活用した取り組みといたしまして、住民税非課税世帯等に一世帯当たり10万円を給付するものであり、生活・暮らしを支援する給付事業の所要額を交付金に計上いたすほか、委託料、需用費、通信運搬費などの事務的経費に要する経費を計上いたしております。

12ページの児童福祉総務費では、新型コロナ臨時交付金を活用した事業として、18歳までを対象として子育て世帯への生活支援及び地域経済の活性化を図るため、児童一人当たり1万円の商品券を交付することとしており、所要額を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に特別給付金を支給する、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、子育てを支援する給付事業の所要額を交付金などに計上いたしております。国の制度を活用した取り組みであり、現金5万円を対象世帯へ給付するものであり、所要額を交付金に計上いたすほか、事務補助員、需用費、通信運搬費などの事務的経費に要する経費を計上いたしております。

なお、国が進めております低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分については、県が実施することとなっております。

13ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、佐賀児童クラブの佐賀小学校への移転に要する経費を計上いたしております。現在は佐賀保育園内にて開設しておりますことから児童が徒歩での移動を余儀なくされ、小学校内に開設することで移動に伴う交通安全上のリスクが解消されることとなります。

なお、このたびの整備に伴い屋外トイレを設置するため、グラウンドの簡易トイレを撤去することとし、所要の経費を16ページの教育費において計上しております。

また、当該児童クラブ及び福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症対策に要する備品等の経費を計上いたしております。

13ページから14ページにかけての予防費では、新型コロナワクチンの3回目の接種から5カ月以上経過した60歳以上の人及び18歳以上の基礎疾患を有する人等への4回目となる追加接種に要する経費を計上いたしております。早急に接種体制を整え、高齢者等の安心と安全の確保を図るものであります。

14ページから15ページにかけての商工総務費では、新型コロナ臨時交付金を活用した事業として、地域経済の循環を図るため、町内事業者での物品の購入、役務の提供等で使用可能な5,000円で1万円分の商品券が購入できるプレミアム付商品券の発行事業に要する経費を計上いたしております。

15ページの道路橋梁維持費では、宇佐木地区の町有地法面における調査・設計業務に要する経費を計上いたすものです。調査箇所は、直下に住宅があり危険な状況にあることから、現在、隣接箇所において本年度実施予定の町道山辺穴ヶ迫線の法面对策工事と一体的に整備することで、早急に対策を行い、住民が安全で安心できる生活空間の確保を図るものであります。

16ページの小学校費及び中学校費の教育振興費では、当初予算において一般財源として予算措置しておりましたデジタル教科書の購入費用に、新型コロナ臨時交付金を充当することに伴う財源内訳の変更をいたすものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

7ページからの国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において、御説明いたしました事業に伴います特定財源を計上いたすものであります。

なお、新型コロナ臨時交付金につきましては、本年度の交付限度額7,512万3,000円の
内、当初予算に計上しております3,520万9,000円を除きました3,991万4,000円
を追加分として計上いたすものであります。また、今後におきましては、国の原油価格・物価高
騰等総合緊急対策の一環として7,379万1,000円の追加交付が示されておりますので、生
活者支援や事業者支援に関する事業を中心に、本補正予算において計上しております事業も含め
て財源としての振り分けを検討し、対応して参りたいと考えております。

8ページの寄附金は、新庁舎整備事業にお寄せいただきました寄附金を計上いたすものであり
ます。

9ページの繰入金は、主に新型コロナウイルス感染症対策事業に対応する財源として、地域経
済の循環対策として財政基金からの繰入を行うものであります。

諸収入の雑入につきましては、プレミアム付商品券の販売収入を計上いたしております。

町債では、新庁舎整備事業における緊急防災・減災事業債をはじめ、佐賀児童クラブ及び法面
の調査設計業務の財源に対応いたすものであります。

前に戻りまして、4ページの第2表、地方債補正につきましては、先ほどの地方債の増額によ
りまして起債額を変更いたすものであります。

なお、17ページから19ページに給与費明細書、20ページに地方債に関する調書を添付し
ておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第33号「令和4年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきま
す。

以上をもちまして、予算1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明
出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願
いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 地方創生臨時交付金についてお尋ねをしますけど、3月の予算議
会のときの予算では、去年度の分が全額予算化されてはなかったと記憶しております。それに、
この4月に入って、物価高騰とか原油価格が上がったということで、政府のほうで1兆円規模の
地方創生、地方単独分として予算を計上していると思うんですけど、今回、提案されている部分
について、政府が今年の4月の26日ぐらいに発表した分ですよ、それが含まれているのかど
うなのか。それはこれから——町長の説明でもそういう部分があったと思うんですけど、これか
ら予算化しますという話がありましたけど、その辺のことについて——これから予算化するので、

今、予算化されている分は全然使われているかいらないか、その辺お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今回のものにつきましては、昨年度までの分を今回使わせてもらいますが、今年度に先ほど言いました原油価格、物価高騰等のためのものは、7,379万1,000円が追加されております。今年度でございます。これがさっき言った1兆円の中の平生町分ということになります。これは今まだきたばかりですね、今後、どういうものに使うかというのを含めて検討して参りますので、いずれかのときに補正予算を出させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 15ページ、道路橋梁維持費の委託料660万円です。この事業は法面工事をやるということで、この対策はいいと思います。この予算の設置もいいと思います。

しかし、ちょっと問題点が——住民目線で行政を進めるという点でどうなのかという点で将来の問題として提起しておきたいと思うんですが、提案理由の説明では民家の危険もあるから工事をやるということでございました。それはそれでいいです。

しかし、私は令和3年度にこの事業が言われたときには、まさかこういうことになるとは想定しておりませんでした。全部をやられるんだらうという具合に思っていました。どういう説明をされたかは私ももう記憶にない、私の勉強不足でしたらごめんなさいですけど、それで、この議案が出されまして現地の調査もしました。実際的に、令和3年度の予定された事業では、工事の技術上も困難なのではないのではないかとということと、もう一つ住民から見れば、なんでそんなことをするのかということになる事態になるところです。現地に、交差点の曲がり角に電柱が立っておりますが、そのあたりがちょうど今回の工事の境目です。令和3年度の計画どおりにやれば、そこにあの法面を縦に区切って、西側を工事して東側は残るという事態になって、住民から何をするのかという具合に言われると思うんですね。

それともう一つは、工事の技術上本当に可能なのでやったのかという点もございます。ですから、こんな場合には、事前に社会資本整備総合交付金の事業ではここまでしかできませんが、残りについては一緒にやりたいので、ぜひこういう方向を取りたいというのを令和3年度の時点で、ぜひ話をして欲しかったんですね。そしたらいろんな対策が進んでおったと思うんです。今回の処置はいいんですけど、今後のために、住民目線で事業を進めるという観点であれば、一斉に全部やってしまうのが筋ですから、こういったことをちょっとどうしたらいいのかを、ルールを決めていただいて事前に相談いただければ、長い目でみたら、ちゃんと事業はうまくいくようになっていくと思いますのでね。こういう点について、ちょっと将来の対策を求めておきたいと思

います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長からお答えさせていただきますが、おっしゃるとおりルールが必要と思いますので、今後についてですね、担当課と検討していきたいと思っております。担当課長から説明させます。

○議長（中川 裕之君） 友田建設課長。

○建設課長（友田 隆君） 今、ありました、平岡議員からの御質問でございます。住民目線というようなことで、本体工事と今回調査する箇所を一体的に整備するのが当然ではないかというようなこともございました。おっしゃるとおりでございます。令和3年におきまして、その箇所をちゃんと詳細に精査できていれば、この時期の補正ということにはならなかったと思います。ルールという話もございましたけど、まずは住民の方から御意見をちょうだいし進めて参るという姿勢を改めて確認させていただきたいと思っておりますので、今後こういうことのないように進めさせていただきます。

それと、工事のほうで西側、東側は分けた状態で施工はできたのかというところもございまして、こちらについても、施工としては可能であるということで工事を進めようとしておりました。一番いけなかったという点におきましては、先ほどの住民の声をちゃんと聞いて実施するということに、これも立ち返らなければいけないというふうに思いますので、今後、課内でもルール作りというものをちゃんといたしまして、事業を実施して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 14ページの、衛生費、1保健衛生費の委託料のところになると思うのですが、先ほどの説明で、60歳以上の人と18歳以上で基礎疾患のある人に第4回目の接種が行われると、努力義務として、60歳以上の人には努力義務がそのまま残るが、18歳以上、基礎疾患のある人には努力義務がなくなったという説明がありましたが、努力義務がないということは自由にしてくださいということなのか、反対にほぼ強制に近いんですよということなのか、どちらになるんでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳しい説明は担当課から説明させますけども、多分、基礎疾患にもいろいろありまして、この場合は打ってはいけないという方もいらっしゃるんですよ。だから、その中で基礎疾患がある方でも打っていい人と打たないほうがいいという方もいらっしゃると思うので、努力義務はないんだろうと思いますが、正しいかどうかは、ちょっとあれさせていただきます。ただ、努力義務でありますので、じゃあ、打たなかったらどうなるかっていうのもしょうがないですよ。打たない人もいらっしゃるかもわかりません。だから基本的には同じようなこ

となんです、さっき言いましたように基礎疾患には打っていいものと、打って悪いっていう疾患があるというふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） 今の中丸議員さんの御質問で、努力義務は60歳以上ということを決められております。対して18歳以上64歳未満、これがどうなのかというような御質問であったかと思えます。これにつきましては、努力義務というのは、当然これを打っていただきたい、感染を防止するため、そして、重症化しないために、国のほうで特に打っていただきたいという義務をかけたものでございます。

対して、基礎疾患につきましては、今、町長の話もありましたけれども、自由なのか、ほぼ強制なのかというようなお尋ねありましたけれども、これにつきましては、当然努力義務はないということ、少なくともですね、ということでございますので、基礎疾患のある方は当然自分が重症化しないために受けるのであれば、当然受けていただいていた方がいいかと思えます。これは、当然義務ではないという意味でございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 同じく14ページの委託料に関してです。12番の予防費の委託料、2,509万8,000円。今回は、4回目の接種の対象者は1回目、2回目の対象者の半分ぐらいでございます。委託料はしっかり検討されたのでしょうか。特にコールセンターの業務1,223万8,000円、これについてはちょっとどういうふうに検討されたか、お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から答えさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） 今の細田議員さんの御質問にお答えをいたします。接種に関わる委託料をどのようにということでございます。このたびは60歳以上ということでございますので、今までは、3回目については12歳以上ということで、当然60歳以上の方で3回目を接種されたことがある方をシステムから抜き出して算定をしたものでございます。当然のことながら、少なくなっておるといところでございます。御指摘のとおりでございます。

それともう一つはコールセンターでございますが、1、2回、3回目の頃はかなり回線数が少なくて、予約が殺到したというような経緯もございました。それらを鑑みまして、今回は7月からのコールセンターは、7月から9月までのコールセンターの予算計上しておりますけれども、コールセンターの人員を増員をいたしまして、5名配置をいたしまして対応することとしており

ます。

また、予約が集中しないように、当然接種時期が3回目を打って5カ月を経過したものについて、順次接種券を発送をいたしまして、予約時に殺到することがないように、なるべく郵送のタイミングを調整をしながら、殺到しないように行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 最初の1回目のときに、皆さんすごく電話されてなかなか繋がらなかったっていう混乱したことはございます。「糞に懲りて膾を吹く」じゃないですけど、その時はとても大変だった、みんな慣れてなかったから大変だった。早く受けなくちゃっていうのはあって大変だった。2回目、3回目と慣れてきて、特に4回目は今から人数もぐっと減りますので、そういったことも鑑みて、金額っていうかコールセンターの内容をしっかりと考えられたらと思います。予算措置はありますけれど、どちらにしても国民の税金を使って、大切な税金使ってるわけですから、そのあたりもしっかりと考えられて、1回目、2回目はこうだったけど3回、4回目は今こういう状況だから、これだけの金額を使ってやるべきかどうかっていうのもしっかりと考えられて、費用対効果も考えられてこれからもやっていかれたらと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） 今の細田議員さんの御提案ですけれども、1回目、2回目は殺到したということで、3回目、4回目になると、今回60歳以上と基礎疾患がある方ということでお知らせはいたしますが、どれだけの方がこれに反応していらっしゃるかというのは、当然未知数でございますので、そうは言いますが、細田議員さん言われるように費用対効果といえますか、そのあたりも十分検討いたしまして、コールセンターの配置の人員等、よくよく精査しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第33号「令和4年度平生町一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中川 裕之君) 起立全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長(中川 裕之君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。これをもって、令和4年第3回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明